

令和5年12月22日（金曜日）

○議事日程（第2号）

令和5年12月22日（金）午後2時30分開議

日程第 1 請願第 4号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願

審査報告（総務産業常任委員会委員長）

日程第 2 意見書案第4号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書について

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1 番 海 宝 和 宏 君
2 番 渡 邊 幸 江 君
3 番 前 田 君 江 君
4 番 岩 井 弘 晃 君
5 番 越 川 良 男 君
6 番 柳 堀 忠 君
7 番 桜 井 莊 一 君
8 番 宮 澤 健 君
9 番 大 網 正 敏 君
10 番 佐久間 義 房 君
11 番 高 木 武 男 君
12 番 鈴 木 正 昭 君
13 番 山 崎 ひろみ 君
14 番 板 寺 正 範 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（14名）

町 長 岩 田 利 雄 君

副町長	向後喜一郎	君
監査委員	平山茂	君
総務課長	堀江弘之	君
企画財政担当課長	加瀬博子	君
町民課長	香取康成	君
まちづくり課長	鈴木秀樹	君
健康福祉課長	布施光規	君
会計管理者	堀江香澄	君
病院事務長	渡辺佳則	君
農業委員会事務局長 (農政担当課長)	前田泰孝	君
教育長	石橋宏克	君
教育課長	宇ノ澤修	君
生涯学習担当課長	郡伸明	君

○出席事務局員（3名）

事務局長	伊藤雅晃
次長	向後順子
主査	高橋大助

(午後 2時30分 開議)

議長 (板寺正範君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第4号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願を議題とします。

この請願は、総務産業常任委員会に審査の付託をしております。従って、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長、越川良男君。

5番 (越川良男君)

それでは、総務産業常任委員会、審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、請願第4号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願については、去る12月20日にまちづくり課長、産業振興係長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

審査にあたり、まちづくり課長より本町における現状やトラブル等の相談件数を報告いただきました。意見として、高齢者にとって深刻な問題であり、これから悪質な訪問販売などはなくしていかなければならない問題であるので、この請願に賛成する。

インターネット通販における規定でクーリングオフを認める規定がないということだが、細かく規定する必要があるので、この請願に賛成する。

海外で取り入れられている勧誘禁止制度は日本においても導入すべきと思うので、この請願に賛成する。

抜本的な法改正を行わなければ今後益々高齢者や若者に被害を受ける人が増えると思うので、この請願に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第4号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては賛成全員により、採択とすべきものと決定

しました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（板寺正範君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、請願第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2、意見書案第4号、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

ここでお諮りします。

意見書案第4号は先に採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第4号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。意見書案第4号、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、議案12件を提案をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり同意、可決をいただき、誠にありがとうございました。会期中に頂戴をいたしました意見、ご提言につきましては鋭意検討し、町政に反映するよう努めてまいります。

さて、本年1月21日に第19代東庄町長に就任をさせていただきました。私にとりましても第8期目のスタートでありまして、これまでの経験を生かしながら、初心を忘れず全力で町政に取り組む覚悟でございます。このスタートの年に新型コロナウイルスの5類移行により、ポーク&ビア夏祭り、そしてまた東庄ふれあいまつりなど、各種事業をコロナ以前のように開催をし、たくさんの方々に楽しんでいただきました。とても印象深く心に刻まれております。また、東庄町は被害が発生することはございませんでしたが、近年の突発的な大災害に対しましては、行政主導の対策のみでは対応することが非常に困難となっております。人々が互いに思いやり、支え合い、そしてまた防災意識の高い社会を構築し、各種施策をこれからも実施してまいります。議員各位の一層のご支援を賜りますよう、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、年末のあわただしい時期を迎えました。くれぐれも健康にはご留意をいただき、益々のご活躍を心からご祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

私からも一言ご挨拶申し上げます。

11月の選挙、町の東庄町議会の選挙でありますけれども、長期にわたり皆さん大変な頑張りでありました。また12月最初から臨時議会、そして今日定例会ということで、お忙しい中での皆さんの活動だったと思います。若い議員さんから、委員会がちょっと少ないんじゃないかなという言葉も聞いておりますので、これからどんどん各委員会の委員長さんに頑張っていて、皆さんが政策で訴えたこと、これを少しでも前に進めていくように委員会活動を活発にしていいただければなと思います。

先程、町長からご挨拶がありましたけれども、健康に留意しまして、この暮れ正月を過ごしていただいて、活発な議会となるようにお祈りいたします。皆さんご協力よろしくお願いたします。お疲れ様でした。

以上で令和5年12月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 2時47分 閉会）